

母子保健



詳しくは
右のQRコードから



☎子ども課母子保健係 ☎96-7725(直)・☎83-2111(代) 内線713・714

健康な赤ちゃんを出産し、健やかな子どもを育てるために、次のような事業を実施しています。

子育て世代包括支援センター（保健センター）

妊娠から子育てに関する総合相談・総合支援窓口です。

保健師、助産師、相談員等がいます。お気軽に声をかけてください。

事業名	対象	内容	時期・場所	
母子健康手帳の交付	妊婦	妊娠届の際に母子手帳を交付し妊娠中の生活等についてお話しします。	随時(予約制) 保健センター	
産婦健康診査への助成	産婦	公費負担の産婦健康診査の受診票を交付しています。	随時 保健センター	
母親学級	妊婦と夫	妊娠中・出産・産後にわたる指導を助産師・栄養士・保健師が行います。	月1 保健センター	
出生届時の育児相談	届出人	出生届時に、母子の健康の確認と育児へのアドバイスをします。	随時 保健センター	
育児・母乳相談等助成券の交付	出産後18ヵ月以内の産婦	育児・母乳相談等の費用の一部を助成する助成券を交付します。	随時 保健センター	
産後ケア事業	産後の母	出産後育児不安等により委託契約施設にて保健指導を受ける「宿泊型」と「デイケア型」があり、市では費用の一部を助成します。	産後1年 委託契約施設	
新生児訪問	新生児家庭全戸	保健師・助産師が家庭訪問をして、発育測定・母子の健康チェック・育児相談をします。	随時	
離乳食教室	5～18ヵ月児の保護者	時期や発達に合った離乳食を学べる教室です。	月1回 保健センター	
乳児健診	満3ヵ月	満3ヵ月児	小児科医による健診・発育測定・育児相談等	
	満9ヵ月	満9ヵ月児		
育児相談	満6ヵ月	満6ヵ月児	子どもの発達や接し方・ブックスタート・離乳食等についての集団指導・発育測定・育児相談等	
	満12ヵ月	満12ヵ月児		
幼児健診	満1歳6ヵ月	満1歳6ヵ月児	小児科医、歯科医による健診・歯みがき相談・発育測定・育児相談等	
	満3歳	満3歳児		
育児相談	満2歳3ヵ月	満2歳3ヵ月児	栄養相談・歯みがき相談・育児相談等・セカンドブック等	毎月 保健センター
不妊に悩む方への支援	対象条件についてはお問い合わせください。	不妊治療費の一部を助成します（ほほえみ支援）。	随時 保健センター	

広告

美容院 P118 A-5

エヒトヘア

echt hair

“本物を提供したい”をコンセプトに幼児からシニアまで幅広いお客様にご来店頂いております。DVDを見ながら親子でもカット出来ます。詳しくはHPをご覧ください。

■駒ヶ根市飯坂1-20-2-7

TEL:0265-98-0261

■営業時間/9:00～19:00 ■定休日/月曜、第2・3火曜

■URL:https://www.echt.jp

あり

NPO法人 NK Sports

- 海外クラブ運営(ブラジル)選手権参加
- プロサッカー選手移籍サポート
- サッカー留学
- 日本国内 イベント開催

日本サッカー協会認定代理人(仲介人)番号 22-407

NPO法人 NKスポーツ 駒ヶ根市中央1-3 3階 TEL 0265-98-8856

予防接種／病児・病後児保育



☎子ども課母子保健係 ☎96-7725直・☎83-2111代 内線713・714/子ども課幼児教育係 ☎83-2111代 内線718・719

予防接種

新生児訪問にて1歳までに受けられる予防接種の予診票を配布しています。1歳以降は、対象時期になると通知と予診票がご自宅に郵送されますので、通知をご覧ください。実施医療機関で接種をお願いいたします。転入時に母子健康手帳にて予防接種の実施状況を確認させていただきます。母子健康手帳をお忘れになった方へは、「予防接種実施調査書」をお渡しいたしますので、予防接種を受けた日を記入して返送してください。

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力（免疫）は、自然に失われていきます。そのため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。予防接種に対する正しい理解の下で、お子さんの健康のために予防接種を受けましょう。

■定期予防接種一覧（無料でうけられる予防接種）

対象疾病	予防接種開始時期
ロタウイルス	生後2ヶ月
ヒブ感染症	生後2ヶ月
小児肺炎球菌感染症	生後2ヶ月
B型肝炎	生後2ヶ月
4種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）	生後2ヶ月
結核（BCGワクチン）	標準的には生後5ヶ月
麻疹・風疹	生後12ヶ月
水痘（水ぼうそう）	生後12ヶ月
日本脳炎	標準的には3歳
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）	標準的には13歳となる日の属する年度

病児・病後児保育

子どもが病気または病気回復期にあり、保育ができない時に、1歳から小学校3年生までの子どもを一時的にお預かりし、保育を実施します。病児・病後児保育は、「すずらん病児保育室」（まえやま内科胃腸科クリニック内）で実施しています。

ご利用にあたり、ご不明な点などありましたら、「すずらん病児保育室」（まえやま内科胃腸科クリニック内）または子ども課にご相談ください。

(1) 実施場所

「すずらん病児保育室」

（まえやま内科胃腸科クリニック内）

駒ヶ根市赤穂14632-4 ☎0265-83-7433

(2) 対象児童

1歳から小学校3年生までの病気または病気回復期であり、病院等で入院する程ではないが安静にしている必要がある子どもで、保護者の方が仕事や疾病等により、家で育児ができないことが条件（市民に限る）となります。

対象となる病気は、感冒（かぜ）、へんとうせん炎、下痢など子どもが日常かかる疾病や、風疹、水痘、麻疹などの感染性疾患、ぜん息などの慢性疾患、その他の疾患で医師が受け入れ可能と判断した状態です。

(3) 料金

市内の保育園、幼稚園在園児は無料、その他の方は1人1日1,000円となります。



すずらん病児保育室

こまがね子育て10か条

- ① アルプスに 響くあいさつ 心が通う
- ② 早寝 早起き 家族で愛の朝ごはん
- ③ 「ありがとう」「ごめんなさい」言葉で伝える 素直な気持ち
- ④ ほめてしかって抱きしめて 目を見てうなずき 最後まで
- ⑤ 家事・育児 家族みんなで協力を できることから手伝い

～大きく伸ばそう未来の芽～

- ⑥ メディア漬けに御用心 テレビやゲームは時間を決めて
- ⑦ 外遊び 群れ遊び 自然に身につく がまんやルール
- ⑧ 顔出せば 広がる人の輪 ご近所づきあい
- ⑨ 生まれでた 一つの命 大切に
- ⑩ わが家の1条を家族で決めましょう

手当／給付金等



☎市民課 83-2111(代) 内線323~325 / 福祉課 83-2111(代) 内線313

児童手当 (問い合わせ：市民課)

児童を養育している父母等に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を応援することを目的としています。

■児童手当を受けられる方

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給されます。

■手当の額（一人当たり月額）

- 3歳未満：一律15,000円
 - 3歳以上小学校修了前：
10,000円（※第3子以降は15,000円）
 - 中学生：一律10,000円
 - 所得が所得制限限度額以上の場合：
一律5,000円（特例給付）
 - 所得が所得上限限度額以上の場合：支給されません。
- ※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童のうち、3番目以降をいいます。

■支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■申請方法（認定請求）

出生や転入から15日以内に児童手当認定請求書に必要事項をご記入のうえ、市民課でお手続きください（原則申請の翌月分から支給されます。）。

■認定請求に必要な添付書類

- ①マイナンバーカードまたは通知カード（請求者および配偶者）
- ②本人確認書類（運転免許証やパスポート等顔写真付のもの）
- ③健康保険被保険者証の写し等（請求者が厚生年金加入者である場合に提出）
- ④請求者名義の預金通帳など金融機関の口座番号がわかるもの

その他、必要に応じて前記以外の書類を提出していただく場合があります。なお、公務員の人は勤務先で申請してください。

■現況届（該当者のみ）

児童手当を受給している一部の人は、支給要件の確認のため毎年6月に現況届の提出が必要です。提出がないと6月以降の手当が受けられません。提出が必要な該当者（受給者）の方には通知等送付します。

児童扶養手当 (問い合わせ：福祉課)

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当が支給されます。

■手続等

はじめて申請される方は、福祉課の窓口で請求の手続きをしてください（書類が全て揃ってからの申請になり、認定されると翌月分から支給されます。）。一定の条件に当てはまる方に対して支給される手当です。条件や制限などがありますので、福祉課までお問い合わせください。


既に、認定されている方は毎年8月に「現況届」を届け出て、支給要件の審査を受けます。「現況届」を出さないと、11月以降の手当が受けられません。

■支給制限

申請者本人および扶養義務者の前年所得により、手当の額が異なります。

資格や住所等に変更があった場合は、受給資格喪失届等必要に応じて書類を提出してください（届出書類の未提出等により、手当が支給されてしまったときは、返還していただくこととなります。）。

広告

和・洋生菓子製造販売 P125 E-1	
信州駒ヶ根菓子処	
 齊藤 (齊藤商店)	
おすすめ商品	◇白たいやき
◇駒ヶ根産ごま菓子	◇駒ヶ根ごまかっぱクッキー
◇黒兵衛まんじゅう	◇馬見塚もなか
◇あんドーナツ3種	地産地消銘菓各種
■駒ヶ根市赤穂9342-5(伊那福岡駅 南)	
TEL:0265-83-2224 FAX:0265-83-2224	
■営業時間/9:00~20:00	
■定休日/不定休	



日暮の滝

ロープウェイ駅のしらび平駅から徒歩約10分で滝の近くの絶景スポットに到着。駒ヶ岳ロープウェイの上空からも眺められる、見ごたえのある滝です。

保育園・幼稚園



☎子ども課幼児教育係 ☎83-2111(代) 内線718・719

駒ヶ根市には、公立、私立合わせて13ヶ所の保育園・幼稚園があります。入園を希望される人は、子ども課幼児教育係で手続きをしてください。

■入所できる要件

児童の保護者および同居親族が次のいずれかの状態にあり、保育が必要な場合、保育所に入所できます。

- ①昼間に居宅外、または居宅内で労働していることを常態としていること。
- ②母親が妊娠中であるか、または出産後間もないこと。
(産前・産後各2ヶ月間)
- ③保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいをもっていること。
- ④長期にわたり疾病の状態にあるか、または精神もしくは身体に障がいをもつ同居の親族を常時介護していること。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥求職活動を行っていること(未満児の場合は最長3ヶ月間)。
- ⑦就学中であること。
- ⑧虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- ⑩前各号に掲げるもののほか、市長が前各号に類すると認める状態にあること。

※上記のいずれにも該当しない場合は、児童を保育所でお預かりできませんのでご承知おきください。

■保育料

保育料は保護者等の市町村民税額の税額等により決定します。

4月から8月分は前年度、9月から翌年3月分までは当該年度の税額等により保育料を決定します。

令和元年10月1日より3歳以上児の保育料は無償となります。ただし、副食費分については負担いただきます。



■保育時間

・通常保育
保護者の就労状況等により2つの区分に分かれ認定します。

- ①保育短時間認定(8時間)
午前8時～午後4時
- ②保育標準時間認定(最長11時間)
例) 午前8時00分～午後7時00分のうち必要となる時間

※土曜日は希望保育になります。

・長時間保育
保護者の勤務の都合等で認定されている保育時間を超えて保育が必要な場合、長時間保育を利用することができます。

※長時間保育を利用できる時間は園により異なります。また、利用を希望する場合は、別途申し込みおよび長時間保育料が必要となりますので、各保育園にご確認ください。

■乳児保育(0歳児保育)

乳児(0歳児)保育は、経塚・桜ヶ丘・福岡保育園で実施しています。

広告

美容室 P116 A-4

身体も整うサロン

HAIR SALON SAJILLO

人気メニュー骨格矯正スパは頭蓋骨の歪みを整えお顔のリフトアップケアが出来ます。お子様連れの方用、チャイルドタイムもありますので詳しくはお問い合わせください。LINE予約も可能!

■駒ヶ根市赤穂497-603-1F

TEL:0265-98-6898

■営業時間/9:00~ ■定休日/月曜、第2・4火曜

■URL:<https://hairsalon-sajilo.com>  あり



■ 保育園・幼稚園一覧

園名	所在地	定員(人)	長時間保育	未満児保育	乳児保育	電話番号	地図ページ
北割保育園	北割1区	60	○	○		83-3672	P116 A-4
美須津保育園	市場割区	90	◎	○		83-3447	P122 A-5
赤穂保育園	上穂町区	110	◎	○		83-3042	P106 A-2
飯坂保育園	町3区	110	◎	○		83-2094	P118 A-4
経塚保育園	町2区	120	◎	○	○	83-7039	P122 A-2
中沢保育園	中沢区	80	○	○		83-3743	P130 B-4
東伊那保育園	東伊那区	75	○	○		83-4019	P128 B-5
すずらん保育園	中割区	120	◎	○		83-5008	P120 B-2
桜ヶ丘保育園(私立)	北割2区	75	◎	○	○	83-3640	P110 A-4
福岡保育園(私立)	福岡区	90	◎	○	○	83-2057	P124 B-1
下平幼稚園	下平区	60	○			83-5689	P119 D-5
赤穂南幼稚園	福岡区	120	○			83-7037	P121 D-5
聖マルチン幼稚園(私立)	町4区	120				83-5766	P107 E-1

- 聖マルチン幼稚園への入園については、直接園までお問い合わせください。(☎83-5766)
- 長時間保育の○は、保育時間が午前8時00分～午後6時00分までです。
- 長時間保育の◎は、保育時間が午前7時00分～午後7時00分までです。



経塚保育園



親子クッキング

ウェルカムきつず(園開放)

未就園児童の親子が外へ出るきっかけとして、また、親子の遊び方・ふれあい方の学習の場となるよう、市内各保育園・幼稚園を定期的に開放しています。日程・内容については、各園または子育て支援センターへお問い合わせください。

※市のホームページでも確認できます。

園▶子育て支援センター ☎83-2096 各保育園・幼稚園(上記表参照)



広告

保育園 P110 A-4

保育室はオープンスペースです
社会福祉法人 育桜会

桜ヶ丘保育園

家庭的な雰囲気の中で、子ども一人一人の思いに共感し自主性や生きる力を育める保育を心がけています。

■駒ヶ根市赤穂4462-1
■TEL:0265-83-3640 ■FAX:0265-83-3698
■保育時間/7:00~19:00 ※延長保育についてはご相談ください。
■世界にも目を向け、世界でも活躍できる子どもになってほしいとの思いから、英語にも親しみが持てるように外国の講師による「英語で遊ぼう」を行っています。(3歳以上児)

P あり

学 校

☎子ども課学校教育係 ☎83-2111(代) 内線711・712



駒ヶ根市には、小学校が5校、中学校が2校あり、下の表のように、お住まいの地区によって就学する学校(指定学校)が決まっています。

特別な事情があり、指定学校以外の学校への通学を希望する場合は、子ども課学校教育係へ相談してください。

■小学校

就学する小学校	区・自治組合	電話番号	地図ページ
駒ヶ根市立赤穂小学校	中割区、北割2区、北割1区、小町屋区、町1区、上穂町区	83-3131	P112 A-2
駒ヶ根市立赤穂東小学校	下平区、町2区、町3区、町4区	83-7155	P118 A-5
駒ヶ根市立赤穂南小学校	南割区、福岡区、市場割区、上赤須区、中沢区吉瀬	81-5700	P121 D-5
駒ヶ根市立中沢小学校	中沢区(吉瀬を除く)	83-3707	P130 B-4
駒ヶ根市立東伊那小学校	東伊那区	83-4006	P128 B-5

■中学校

就学する中学校	区・自治組合	電話番号	地図ページ
駒ヶ根市立赤穂中学校	南割区、中割区、北割2区、北割1区、小町屋区、福岡区、市場割区、上赤須区、町1区、町2区(第8・第13を除く)、町3区、町4区、上穂町区、中沢区吉瀬	83-3161	P112 A-2
駒ヶ根市立東中学校	町2区(第8・第13)、下平区、中沢区(吉瀬を除く)、東伊那区	83-4014	P130 A-2

■転入・転出・転居による転校手続き

(1) 市外から転入してきた場合

市民課窓口で転入手続きを済ませた後、新しい住所に基づいて、通学される学校をお知らせするとともに、「転入学通知書」を発行します。この「転入学通知書」を持って子ども課学校教育係へお越しください。子ども課学校教育係にて「転入学通知書」に押印します。

そちらと旧学校の「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持って新しい学校へお子さんと一緒に行き手続きを行ってください。

(2) 市外へ転出する場合

今まで在学していた学校に、転出先の住所および通学する学校をお伝えいただき、学校が発行した「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持って、転出先の市町村で手続きを行ってください。

(3) 市内の転居の場合

転居前の住所と転居後の住所で通学区が異なる場合には、転校の手続きが必要になりますので、子ども課学校教育係にお越しいただき手続きを行ってください。

転居前の住所の通学区と転居後の住所で通学区が同じ場合は、子ども課学校教育係へお越しいただく必要はありません。在学している学校に転居した住所をお申し出ください。

(4) その他

新入学予定児童生徒の保護者には、「就学通知書」が、毎年1月下旬に発送されます。

■就学援助制度について

駒ヶ根市では経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の援助を行っています。申込用紙は各小中学校、または教育委員会子ども課にてお渡しします。

■中間教室について

中間教室とは、学校に長期間登校することができない児童・生徒に対し適切な指導や相談などを行い、学校への復帰を支援する場所です。「不登校」「ひきこもり」「訪問」などの相談に長年取り組んでいる経験豊かな専門の相談員が対応し、学校復帰までを支えます。

☎▶駒ヶ根市中間教室 ☎81-5733

広告

理容店 P130 B-4

髪に愛といたわりを

理容さくま

予約をされると便利です。

■駒ヶ根市中沢2487
 ■TEL:0265-82-3908
 ■FAX:0265-82-3908
 ■営業時間/8:30~18:00
 ■定休日/月曜、火曜 ※都合により休みが変更になる場合があります

Pあり

英会話・学習塾 P132 A-2

長期一貫学習でサポート

ECCジュニア赤須教室

講師:北澤里枝

各クラス少人数で楽しく、苦手克服・成績UP ○英語・英会話コース(2歳児さん~中学3年生) ○英検®対策 ○まんずう・計算 ○かんじ・漢検® その他にも各種コースがあります。

■駒ヶ根市赤穂13198-1
 ■TEL:0265-82-2384
 ■URL:https://eccjuniorbs.jp/ht200327/

教室情報ははこちらから

Pあり

目次
こまがね市を知ろう
生活
年金・税金
環境・衛生
医療・福祉
子育て・教育
その他情報
施設ガイド
防災
医療ガイド
地図

子育て支援事業



詳しくは
右のQRコードから



事業名称	内 容	問い合わせ
駒ヶ根市 子育て支援センター	経塚保育園に併設されており、子育ての情報収集・発信や子育てサークルの育成、子育て相談を随時行っています。	☎83-2096
アルパ子育て交流支援室 「きっずらんど」 子育てひろば 「まあるくなあれ♪」	主に0から3歳の乳幼児および未就園児とその保護者が一緒に遊ぶ場所で、離乳食のお話などを定期的に行っています。 ・開催場所……駒ヶ根駅前ビルアルパ3階「きっずらんど」 駒ヶ根市子育て支援センター隣「まあるくなあれ♪」 ・時 間……毎週月～金曜日（祝祭日、年末年始、お盆を除く） 午前9時30分～午後4時 ・利用者負担……月登録料100円 年間登録料600円 ※市民サービスコーナーにて、つれてってカード共同組合発行の「つれてってカード」のポイントによる支払いもできます（月登録50ポイント 年間登録300ポイント）。 ※駐車場は、きっずらんどでは、駅北側の立体市営駐車場をご利用ください（無料駐車券が出ます）。まあるくなあれ♪では、経塚保育園駐車場をご利用ください。 ※母子健康手帳の持参で1回の無料体験ができます（市民のみ）。	きっずらんど ☎82-6011 まあるくなあれ♪ ☎81-5112
一時預かり事業	緊急または一時的に保育が困難になった未就園の就学前児童をお預かりします。 ・対象児童……生後8ヶ月以上の未就園の就学前児童で①～③に該当する児童。ただし、駒ヶ根在住者に限る。 ①保護者の労働、職業訓練および就学等の理由で断続的に家庭保育が困難な児童。 ②保護者の傷病、介護、冠婚葬祭等の理由で緊急または一時的に家庭保育が困難な児童。 ③保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するため、一時的に家庭保育が困難な児童。 ・実施場所……駒ヶ根市子育て支援センター・福岡保育園 ・時 間……月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 土曜日 午前8時30分～午後0時（要予約） （休館日は日曜日、祝祭日、年末年始です。） ・利用者負担……1時間単位で利用できます。1時間あたり400円。ただし、1ヶ月12日を限度とします。	①駒ヶ根市子育て支援センター （経塚保育園内） ☎83-2096 ②福岡保育園 ☎83-2057 ③子育て支援拠点 ゆりかご 「あそびのもり」 ☎82-1131
ハッピーママサポート事業 （養育支援訪問事業）	妊娠中や出産後に家事や育児が困難となるご家庭にヘルパー等を派遣し、家事育児のお手伝いをします。 ・利用者負担金……1時間300円 初回2時間のご利用料金を市が負担します。	子ども課 子育て家庭教育係 ☎83-2111 内線716
きっずけあサポート事業 （病児・病後児保育事業）	病気の回復期にある児童が集団保育を受けることが困難な期間、対象となる児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援します。 ・対象児童……病気の回復期にある満1歳から小学校3年生までの児童 ・保育施設……すずらん病児保育室 ・利用期間……連続する7日を限度 ・利用者負担金……1日1,000円（ただし、保育所・幼稚園入所児童は無料）	子ども課幼児教育係 ☎83-2111 内線718、719 すずらん病児保育室 ☎83-7433
ファミリーサポート センター事業	会員同士で行う子どもの預かりや送迎の橋渡しをします。 ・対 象……0歳から小学校6年生までの児童 ・利用者負担金……1時間当たり600円（ただし、早朝・夜間・休日は100円増） （内、1時間あたり300円を市が負担します（市民のみ））	子ども課 子育て家庭教育係 ☎83-2111 内線716
ショートステイ事業 （子育て支援短期入所事業）	保護者が病気や出産・看護・仕事等で児童の養育が一時的に困難になった場合、乳児院または児童養護施設で16歳未満の児童を泊まりで預かります。 初回（1泊）のご利用料金を市が負担します。	子ども課 子育て家庭教育係 ☎83-2111 内線716
赤ちゃん育児ライフ 応援事業	赤ちゃんの誕生を祝福するとともに、育児生活を応援するため申請により、つれてってカード協同組合が発行する『つれてってカード』にチャージして50,000円を交付します。 ・対 象……駒ヶ根市に住所がある1歳未満の乳児がいる世帯の方（乳児のお母さんまたはお父さん） ・申請期間……対象となる乳児が出生してから乳児の1歳の誕生日の前日まで	企画振興課 少子化対策係 ☎83-2111 内線244

広告

お食事、お酒処 P130 B-4

お食事・お酒処 **はぎやん**

人気メニューは、桜井(馬肉)、ローメン!他にも定食、丼、めん類あります。座敷がありますので、ファミリーの方でもお気軽にどうぞ!!
カウンター席も人気です。宴会もお受けしています。

■駒ヶ根市中沢中割4026-4
TEL:0265-98-8861 FAX:0265-98-8861
■営業時間/11:00~14:00、17:00~21:00
■定休日/月曜日

P あり

美容室、理容室 P111 D-5

CLAP クラブヘアデザイン
Hair Design

お客様との出会いを楽しみにお待ちしております。
赤ちゃん筆承ります。

■駒ヶ根市南田10-3
TEL:0265-83-6465
■営業時間/9:00~20:00(日曜18:30) ■定休日/月曜、第1・第3火曜
■URL:http://clap-hairdesign.com/

P あり

事業名称	内 容	問い合わせ
妊婦さん・産後ママ 応援タクシー券	妊婦や出産後の母親の健診など日常生活の移動にかかる負担を軽減するため、出産前後に母親が利用できるタクシー券（500円/券）を次の枚数交付します。 ★竜西地区：24枚 ★竜東地区1：48枚 ★竜東地区2：72枚 ※詳しくは、企画振興課にお問い合わせください。	企画振興課 少子化対策係 ☎83-2111 内線244

■子ども交流センター

小学生の放課後の健全な遊び場の提供として、市内4か所に設置されています。申込みは、子ども課へ。

☎▶子ども課子育て家庭教育係 ☎83-2111(代) 内線716

施設名	所在地	電話番号	地図ページ
1 すずらん子ども交流センター	赤穂4605-1	83-8660	P112 A-2
2 三和森子ども交流センター	上穂栄町12-14	82-6246	P110 B-1
3 赤穂東子ども交流センター	飯坂1丁目19-1	83-3524	P118 A-4
4 みなみ子ども交流センター	赤穂8915-1	81-7183	P121 D-5

■子どもクラブ

公民館・図書館分館を利用しながら、小学生の安心・安全な居場所を提供します。申込みは、各公民館まで。

施設名	所在地	電話番号	地図ページ
1 中沢子どもクラブ	中沢4036-1 中沢公民館内	83-5125	P130 B-4
2 東伊那子どもクラブ	東伊那2398-20 東伊那公民館内	82-4664	P128 B-5

子育て応援アプリ「こまっぴby母子モ」

「こまっぴby母子モ」は妊娠から出産、子育てに関する情報を提供する無料のスマートフォンアプリです。全国の自治体で導入されている母子手帳アプリ「母子モ」を活用し、子育て支援に特化した情報を発信しています。

主な機能

○母子手帳機能

成長記録管理▶妊娠中の体重を記録でき、自動でグラフが作成されます。

記録された状況に応じてアドバイスも表示されます。

予防接種のスケジュール管理▶接種ルールに沿った実用的なスケジュールを提案します。接種予定が近づいた場合に、プッシュ通知が配信され、接種忘れを防止します。

できたよ記念日▶子どもの日々の成長・イベントを日記のように写真や文章で記録できます。記録した情報は、家族に共有できます。

○地域子育て情報機能

駒ヶ根市からの情報配信▶お知らせ・子育てイベント情報等を閲覧できます。プッシュ通知機能により、大切な情報を逃さずに受け取れます。

子育て支援施設情報▶医療機関や公園など希望条件を絞って施設を検索できます。

※AppleおよびAppleロゴは米国その他の国で登録されたApple Inc.の商標です。App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。

※Google PlayおよびGoogle PlayロゴはGoogle LLCの商標です。



アプリのダウンロードはこちら



広告

司法書士 P124 B-1

古田司法書士事務所

不動産・商業・法人の登記手続を中心に訴訟、示談交渉の代理業務、破産手続等の債務整理、成年後見申立手続等を行います。

■駒ヶ根市赤穂14-1464

TEL:0265-83-0475 FAX:0265-83-0848

■長野県司法書士会所属
■簡裁訴訟代理等関係業務 認定司法書士(司法書士法第3条に定める訴訟額の範囲に限り) P あり

美容室 P110 A-5

落ち着いた癒しの空間で、髪も心もリフレッシュしませんか?

GeeNee hair ジーニーヘア

木を基調とした落ち着いたインテリアで、女性にも男性にも居心地の良さを感じて頂ける空間です。丁寧なカウンセリングを心掛け、お客様の髪や頭皮のお悩みに寄り添います。便利なオンライン予約も可能です。

■駒ヶ根市赤穂4470-6
■TEL:0265-96-0898
■営業時間/9:00~19:00 ■定休日/水曜日
■URL:https://www.geeneehair.jp/ [ジーニーヘア-]【検索】

P あり(5)